

2022.06.17 改訂

県立長岡屋内総合プール

新型コロナウイルス感染防止対策のガイドライン

下記の通り感染防止対策を実施し、安全、安心、快適な施設運営が行えるよう従業員への教育を行う。

1. 利用者への注意喚起

下記内容を利用者への注意事項として各所に掲示する。

施設内での感染拡散を防ぐため、そして何よりもご利用いただきますお客様ご自身の予防のためにも、当面の間、以下の点を厳守の上、ご利用いただきますよう、強くお願い申し上げます。

なお、利用については下記事項を厳守していただくとともに館内に掲示してある「感染防止策チェックリスト」に沿った利用をお願いします。

- 入館時は手指の消毒及びマスクの着用をお願いします。
- トレーニングルーム、更衣室をご利用の際は原則マスクの着用をしてください。
- 次の症状がある方等、該当する点があるお客様は来場しないでください。
 - *風邪の症状（くしゃみや咳が出る）または37.5度以上の発熱がある方
 - *突発性の味覚障害・嗅覚障害の自覚のある方
 - *強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
 - *咳、痰、胸部不快感のある方。
 - *循環器系（呼吸器や心臓・血液）疾患や糖尿病の基礎疾患のある方や透析を受けている方
 - *免疫抑制剤や抗がん剤使用者
 - *同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
 - *その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。
- 地域の学校において休業の措置が取られている場合は、幼児・学童・学生の方は来場をご遠慮ください。
- 受付において非接触型の体温計を用意してあります。利用前に検温のご協力をお願いします。
- 更衣室は換気を行っておりますがお客様同士の距離が近くなるようご注意ください。なお、混雑時は利用制限をさせていただくことがあります。

●当面の間「新しい生活様式」に即した行動を行ってください。(対面での会話等)
なお、感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間、従業員のマスクの着用を行います。

2. スイミングスクールや水泳教室への対応

①スイミングスクールへの対応

地域の学校において休業の措置が取られている場合は、スイミングスクールは休講とする。

更衣における対応

- ・更衣室をご利用の際はマスクの着用をしてください。
- ・更衣室内での長時間滞在を防ぐため、ロッカーの使用を中止。
なるべくご家庭で水着を着用してからご来館をしていただく。
- ・お子様の着替えの補助が必要な場合は、お手伝い頂いてもかまわない。
(介助が必要な方は受付まで申し出てもらう)
- ・受講者同士、更衣の間隔をとりご利用いただく。
- ・更衣室混雑緩和のため、荷物置き場を別途準備する。
- ・レッスン開始後、荷物置き場を施錠する。

レッスン中の対応

- ・プールサイドまでマスクの着用をしてください。
体操終了後、マスクを外しタオルと一緒にビニール袋へ入れる。
- ・レッスン前の点呼～体操は各班で行い、密集・密接を避けて行う。
- ・レッスン後、各班毎に時間差でプールから上がるよう誘導する。
- ・レッスン後、シャワー、タオル指導を実施する。
- ・場合によって練習時間を短縮、調整する場合がある。
- ・インストラクターは飛沫感染防止の為、プール用マスクの着用を行う。

スイミングスクール送迎バス対応

- ・全運転手検温の実施、マスク、手指の消毒を徹底する。
- ・送迎車の消毒・除菌を毎回行う。
- ・送迎利用の際利用者へ「マスクの着用」をお願いする。
- ・走行中は安全を確保しながら、スクールバス内の換気を行うため窓を少し開けて運行いたします。受講者へウエアの重ね着等で体温管理をお願いする。
また、お子様が窓から手を出すなどの危険行為を行わないよう再度ご家庭で指導をお願いする。
- ・乗降の際は、備え付けの消毒液で除菌をお願いする。

②大人水泳教室への対応

- ・受講者同士は一定の距離を保ち行ってもらおう。
- ・教室時、密集状態になる場合は、受講人数の制限を行うことがある。

3. 場内衛生確保・感染防止対策

感染防止策チェックリストに基づき管理・運営を行うこと。

各所における対応は下記の通り行うこと。

①入場口における注意喚起掲示の徹底

②施設内の消毒除菌

- ・ 入場口への手指消毒剤の配置（アルコール等）
- ・ 施設内の殺菌消毒（界面活性剤等による清拭と除菌）

③更衣室・パウダールーム

- ・ 清掃・除菌の通常以上の徹底（30分に1回）
- ・ パウダールームの水道、トイレのドアノブなど不特定多数が触れる箇所のこまめな清拭と除菌、巡回清掃の実施及び実施済み管理簿への記入（日報）
- ・ 利用者同士は一定の距離を保ち更衣を行ってもらう。
- ・ 更衣室巡回の頻度を増やし、密状態の確認を行う。（15分に1回に変更）
- ・ 通路のドアを開放して換気を行う。
- ・ 混雑する場合は利用制限を行うこともある。
- ・ パウダールームのヘアドライヤーは、飛沫防止用シートを設置し、個人スペースを確保する。
- ・ ヘアドライヤー使用後は必ず拭き取りの実施を利用者に徹底するとともに従業員による拭き取りも実施する。
- ・ ボディドライヤーの使用は中止する。
- ・ 冷水器の使用は手押しボタンの使用を制限し、足踏み式のボタンのみで利用できるようにする。
- ・ 冷水器の水は、直接飲むことを禁止し、水筒等に移し替えてから飲むようにする。

④トレーニングルーム

- ・ 密閉された空間になることを防ぐため、必要十分な換気を徹底する。（1時間あたり3回以上）
- ・ マシン・トレッドミルの汗拭き用として消毒剤・ペーパー類を用意し使い捨て方式とする。マシン利用後は必ず拭き取りの実施を利用者に徹底するとともに従業員による拭き取りも実施する。
※複数箇所への張り紙をおこなう
- ・ トレッドミルは利用者間の距離が2m取れないため、飛沫対策のボードを設置して感染防止を行う。
- ・ マシンの間隔を通常よりも広く設置するとともに飛沫対策のボードを設置する。
- ・ トレーニングルーム利用時は原則マスク着用とする。

⑤スタジオ

- ・ 密閉された空間になることを防ぐため、必要十分な換気を徹底する。

(1回のレッスン(45分)で2度換気を行う。また、レッスンとレッスンの間で、換気を行う。)

- ・対人距離の確保(2m四方を確保)
- ・マスクの着用をお願いする。
※ただし、息苦しさにによる不快感や呼吸量が、マスクによって妨げられる場合、自己の判断により、マスクを外すことを許容する。
- ・過度な大きさ、頻度の声を禁止する。
- ・ハイタッチや握手等のスキンシップは禁止する。
- ・唾液の飛散によるウイルス拡散と付着を避ける為、インストラクターはフェイスシールドまたはマスクを着用する。
- ・レッスン前の入場待機の際は、順番待ちの密集が生じないよう、十分な距離を確保する。
- ・レッスン時、密集状態になる場合は、受講人数の制限を行うことがある。
- ・インストラクターは、受講者の位置を確認して指定することで、距離をコントロールする。
- ・レッスン間は、除菌・換気等の作業を行う為、15分間のインターバルを空ける。
- ・再開にあたっては必要十分な換気を行い、隣人との間隔は最低2メートル(前後左右)が必要。また、十分な換気を行うため、レッスンとレッスンの間隔を多めに設定し、除菌、清掃等を行う。

⑥プール

- ・監視員は利用者の健康状態のチェックに一層の注意を払うこと。
- ・各コースの利用者数を把握し、1コースに多く密集する場合は空いているコースへの移動を促す。監視員は利用者の間隔を確認し必要に応じて利用者へ声掛けを行う。
- ・お客様同士の間隔を十分に取り、大声での会話を控えてもらうよう注意喚起を行う。
- ・ジャグジー等に人が密集しないよう、温浴プールなどを勧め、人が分散するよう促す。

⑦サウナ

- ・サウナ室扉の全開による定期的な換気の実施を行う。
- ・サウナ室内では、利用者の間隔を確保するために、定員を設ける。(ドライサウナ 5名、ミストサウナ 3名)
- ・サウナ室内での会話を控えてもらうよう注意喚起を行う。
- ・サウナ室内に座る際は、サウナ室前に設置しているマットを敷き、その上に座るようになる。使用後は、使用済み容器に返却し、除菌後に再設置する。

⑧二階ギャラリー(観覧席)

- ・密閉された空間になることを防ぐため、必要十分な換気を徹底する。
- ・ギャラリーの入退室時にはマスクの着用、手指の消毒を必ず行う。
- ・ギャラリー内での会話は控えてもらうよう注意喚起を行う。

- ・スクール生 1 名に対して大人 1 名、幼児 1 名（未就学児）まで入場可能とする。
- ・おもちゃ類を撤去する。

⑨悠久の間

- ・密閉された空間になることを防ぐため、必要十分な換気を徹底する。
- ・悠久の間の入退室時にはマスクの着用、手指の消毒を必ず行う。
- ・利用者同士が対面にならないよう床に表示を行い、左右には飛沫防止のパーテーションを設置する。
- ・清掃・除菌の通常以上の徹底
- ・混雑する場合は利用制限を行うこともある。

⑩受付

- ・鍵の受け渡しはトレイを用いて行うとともに使用済みのカギは除菌するまで使用しない。
- ・定期券・都度利用者は感染者情報に接した際、情報の摘出が出来ないことから、氏名・連絡先、体温を記載してもらおう。（別紙—2 を参照）
- ・利用者が適切な距離が保てるよう、並ぶ間隔をあけるため床に表示を行う。

⑪従業員

- ・入社前に検温を行い、事務所にある記録用紙に記入する。（37.5 度以上の場合は速やかに責任者に連絡を行うこと）
- ・「新しい生活様式」を実践し、間近な距離での会話を避けるなど、三密回避に配慮する。
- ・家族、同居人に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即刻入社停止とし、他の従業員との接触について正確な実態の把握を行う。

3. 感染者情報に接した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告）

①即時に保健所へ報告（求められる情報の速やかな開示）

- ・滞在者情報の摘出

②保健所の指示に従った上で早い段階で休館を決定し、関係者への周知を図る。

③感染者利用などの判明により同時間帯の在館者への連絡、あるいは逆のケースとして会員から自分が利用していた月日や時間の問い合わせなどが集中するケースがある。

④施設汚染が発生すると専門業者による施設の消毒が必要。設備担当会社へは事前に確認済み。